

# 県立大学設立委員会設置要綱

## (目的)

第1 新たな県立4年制大学（以下「新大学」という。）の設立に必要な事項等について検討するため、県立大学設立委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (検討事項)

第2 委員会は、新大学の設立のため、次の事項について検討するものとする。

- (1) 教育内容及び教育方法に関すること
- (2) 入学定員に関すること
- (3) 教員組織の編成及び教員選考に関すること
- (4) 管理運営体制、公立大学法人設立に関すること
- (5) 施設・設備等の整備に関すること
- (6) 入学者選抜に関すること
- (7) その他大学の設立に必要な事項に関すること

## (組織)

第3 委員は、県立大学設立参与、高等教育参与及び学識経験者その他知事が適當と認める者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は委嘱の日から当該年度末までとし、再任を妨げない。

## (委員長)

第4 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により決定する。

- 2 委員長は、委員会を統括する。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長に事故等があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

## (会議)

第5 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会に、オブザーバーを置くことができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (専門部会)

第6 委員会に、専門的事項を調査検討するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、学識経験者その他知事が適當と認める者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 専門部会に部会長を置き、部会長は委員長が指名する。
- 4 専門部会の設置に関し必要な事項は、別に定める。

5 専門部会の決定は、委員長の同意を得て委員会の決定とすることができる。

(教員選考委員会)

第7 委員会に新大学の教員候補者を選考するため、教員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置くことができる。

2 選考委員会の委員は、委員長の指名に基づいて知事が委嘱する。

3 選考委員会に選考委員長を置き、選考委員長は委員長が指名する。

4 選考委員会の設置に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、総務部県立大学設立準備課において処理する。

(雑則)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 9 月 3 日から施行する。

(県立大学設立準備委員会設置要綱の廃止)

2 県立大学設立準備委員会設置要綱（平成 24 年 4 月 13 日施行）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 10 月 20 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 2 月 24 日から施行する。